

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号	860-8611
(ふりがな)	くまもとけんくまもとしやまさきまち
住所	熊本県熊本市山崎町 30
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ くまもとほうそう
氏名 (注 1)	株式会社 熊本放送
	だいひょうとりしまりやくしゃちょう りゅう ひでおみ
	代表取締役社長 笠 日出臣

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関する意見

頁	行	報告書該当箇所	意見
全体		全体	今回の報告書(案)に基本的に賛成である。 地方ブロック向けデジタルラジオ放送においては、「地域振興」「地域情報の確保」の理念が的確に確保され、放送メディアとしての精神が尊重された制度整備を行っていただきたい。
14	表中央 上段	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	ブロック分けについては、参入希望事業者の意見を踏まえ、国が定めることが適切と考える。
14	表中央 第2段	「地域振興」「地域情報の確保」 「地域文化・地域社会への貢献」 「既存ラジオのノウハウの活用」 「通信・放送融合型サービスの実現」	左欄の内容は、緊急災害報道をはじめとし既存ラジオ事業者が永年に亘り培ってきたノウハウが生かせる部分が多いと考える。地方ブロック向けデジタルラジオ放送の制度整備にあたっては、「既存ラジオ局のノウハウの活用」が生かされることをお願いしたい。
16 17	最終行 から 2行ま で	こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	膨大な設備投資が必要となる事業であり、具体的な数値目標を示すことはその財源がサービス利用者に求められることに繋がり、放送メディアとしての普及に障害となることも考えられる。 地域間格差が生じないよう配慮のもと、事業者の計画にあわせた目標設定をお願いしたい。

26	12～14	この点「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ、「全国で同一の放送番組」「各地方ブロックで同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる	地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、ひとつの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。
34	9～11	こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	混信や都市雑音の増加によりアナログラジオ放送の聴取環境が悪化している。聴取者保護の観点から、また受信端末の普及の観点から、各ブロックの状況に合わせてサイマル放送の検討・実施は事業者の判断を優先させ、規制は設けるべきではない。
41	11～	(3) 国内規格の統一の要否	V-Low の技術方式を1とするとともに、 V-High においても同一の方式とすることが、受信環境整備を容易にすると考えられる。 さらに、受信機コストの低廉化、普及促進、サービスの充実など受信者の利便性を高めることが期待出来ると考える。